東京社会保険協会WEBセミナー

社会保険の基礎知識

４．健康保険の給付
～こんなときにはこんな給付～

2025年6月

ドリームサポート社会保険労務士法人

ドリームサポート
社会保険労務士法人

©ドリームサポート社会保険労務士法人

健康保険の給付（病気やケガをしたとき）

	病気やケガをしたとき 給付の種類	
区分	**被保険者**	**被扶養者**
被保険者証で治療を受けるとき	・療養の給付 ・入院時食事療養費 ・入院時生活療養費 ・保険外併用療養費 ・訪問看護療養費	・家族療養費 ・家族訪問看護療養費
立替払いのとき	・療養費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費	・家族療養費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費
緊急時などに移送されたとき	・移送費	・家族移送費
療養のため休んだとき	傷病手当金	―

©ドリームサポート社会保険労務士法人

健康保険の給付（出産・死亡・退職した後）

	出産・死亡・退職した後 給付の種類	
区分	**被保険者**	**被扶養者**
出産したとき	・出産育児一時金 ・出産手当金	・家族出産育児一時金
死亡したとき	・埋葬料（費）	・家族埋葬料
退職した後 （継続または一定期間の給付）	・傷病手当金 ・出産手当金 ・出産育児一時金 ・埋葬料（費）	—

©ドリームサポート社会保険労務士法人

健康保険の給付

病気やケガをしたときに給付を受けることができる。

【療養の給付】

被保険者又はその被扶養者が業務外の事由で病気やけがをしたときは、病院、診療所、薬局等の医療機関に**健康保険被保険者証（健康保険証）**※を提示して、一部負担金を支払うことで　診療、処置、投薬等の治療を受けることができる。

※令和6年12月2日より、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行。詳しくは次ページ参照

©ドリームサポート社会保険労務士法人

※マイナンバーカードの健康保険証等利用（マイナ保険証）

マイナンバーカードを医療機関・薬局で健康保険証として利用することができる。
事前にマイナンバーカードの取得と、保険証利用登録が必要。
現行の保険証の発行については、**令和6年12月2日より終了**し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行。
令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が取られる。

※健康保険証の発行終了後、マイナ保険証や有効な健康保険証を持たない被保険者には、本人の被保険者資格の情報などを記載した「**資格確認書**」を無償交付。

マイナンバーカードの健康保険証等利用のメリット

- これまでの診療実績に基づく、よりよい医療が受けられる
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払を免除
- マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる
- 初診料、調剤料が少し安い

©ドリームサポート社会保険労務士法人

療養費の請求

医療費の立替払いをしたときは現金給付を受けることができる。

急病で健康保険証が提示できなかったり、健康保険証の交付を受ける前などで被保険者証が提示できず自費で診療を受けた場合は「療養費（立替払）」の手続きを行うことにより、全額を立替払いした医療費の払い戻しを受けることができる。

©ドリームサポート社会保険労務士法人

健康保険の給付

治療費が高額になったときは高額療養費を受けることができる。
【高額療養費】

病気やケガの治療のため同一月内に病院、薬局の窓口で支払った自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を**「高額療養費」**として受けることができる。

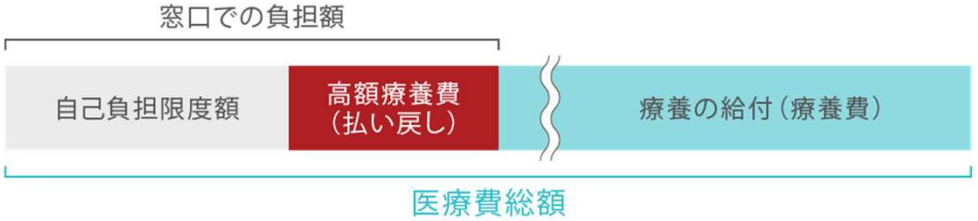

出典：協会けんぽHP

年齢・被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わる

◉70歳未満の方（表Ⅰ）

〈〉内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分			自己負担限度額
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%〈140,100円〉
イ	標準報酬月額	53万～79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%〈93,000円〉
ウ	標準報酬月額	28万～50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%〈44,400円〉
エ	標準報酬月額	26万円以下	57,600円〈44,400円〉
オ	低所得者※		35,400円〈24,600円〉

※被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

※高額療養費の支給が年に3回以上あった場合、4回目からは更に自己負担が軽減される（多数回該当）

出典： 協会けんぽ GUIDE BOOK

©ドリームサポート社会保険労務士法人

傷病手当金

病気で仕事を休み、会社から給料を受けられないときは、その期間の生活保障としての給付を受けることができる。

・業務外の病気やけがの療養のため会社を休んでいる
・仕事に就くことができない（労務不能）
・連続3日間を含む4日以上仕事に就くことができない
・休業期間中の給料の支払いがないこと

などの要件に該当すれば、4日目以降の休業期間について「傷病手当金」を受けることができる。

©ドリームサポート社会保険労務士法人

傷病手当金

「待期３日間」の考え方

出典： 協会けんぽ GUIDE BOOK

- 連続して３日間仕事を休んだ後、４日目以降の仕事につけなかった日に対して支給される
- 待期期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含む

©ドリームサポート社会保険労務士法人

傷病手当金

傷病手当金の支給額の計算方法

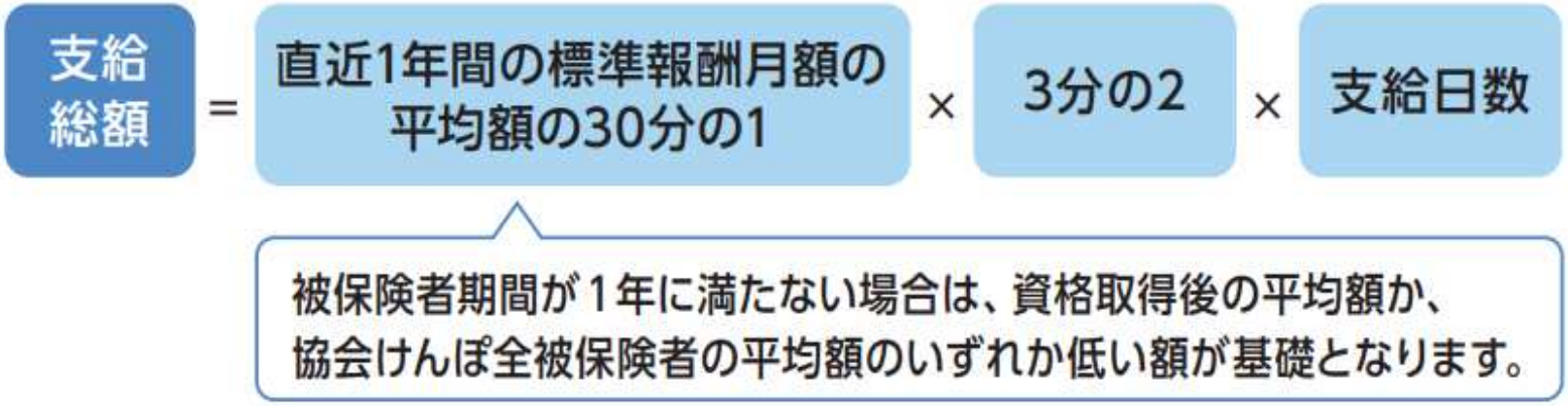

出典： 協会けんぽ GUIDE BOOK

給与や手当が支払われているときは、原則として傷病手当金は支給されない。

傷病手当金より少ない額の給与が支払われた場合は、差額が傷病手当金として支給される。

©ドリームサポート社会保険労務士法人

出産育児一時金

被保険者又は被扶養者が出産したとき、1児ごとに一時金を受けることができる。

妊娠4か月以上で出産したときは「出産育児一時金」を受けることができる。

1児につき50万円（協会けんぽの場合）

※産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合

©ドリームサポート社会保険労務士法人

出産育児一時金

退職したあともらえる
出産育児一時金は、退職し、被保険者でなくなったあとも以下両方の要件を満たせば支給される。
なお、退職した後に、被扶養者となっている場合は、どちらの健康保険から一時金をもらうか選択できる。

要 件
① 被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き**1年以上**被保険者であったこと
② 被保険者の資格を喪失した日後**６カ月以内に出産**したこと

©ドリームサポート社会保険労務士法人

直接支払制度

出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるように、出産育児一時金を直接支払う制度。

- 退院等までの間に医療機関等と利用について書面で契約を交わすことが必要。

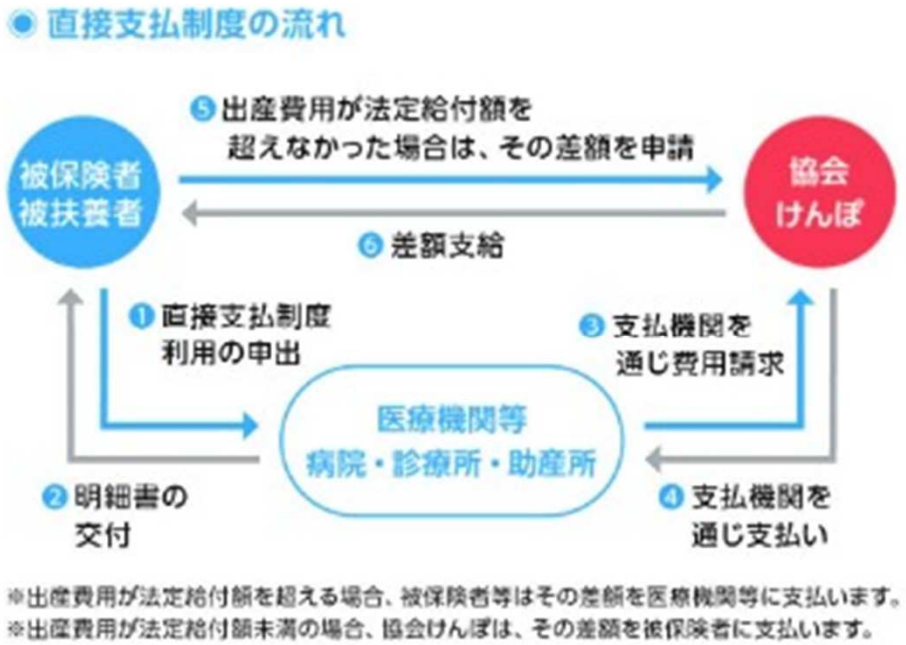

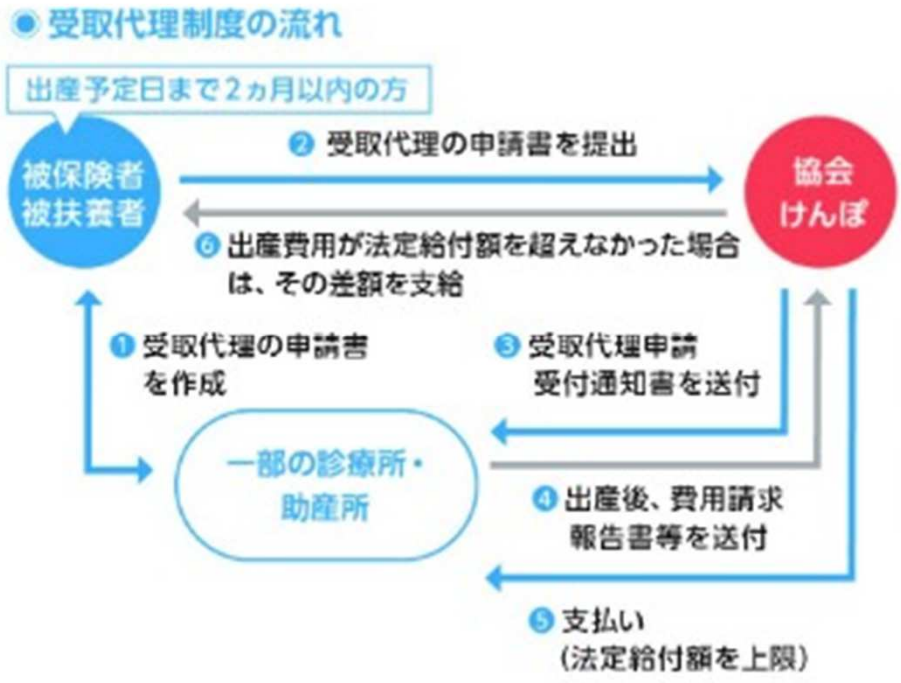

出典：協会けんぽHP

©ドリームサポート社会保険労務士法人

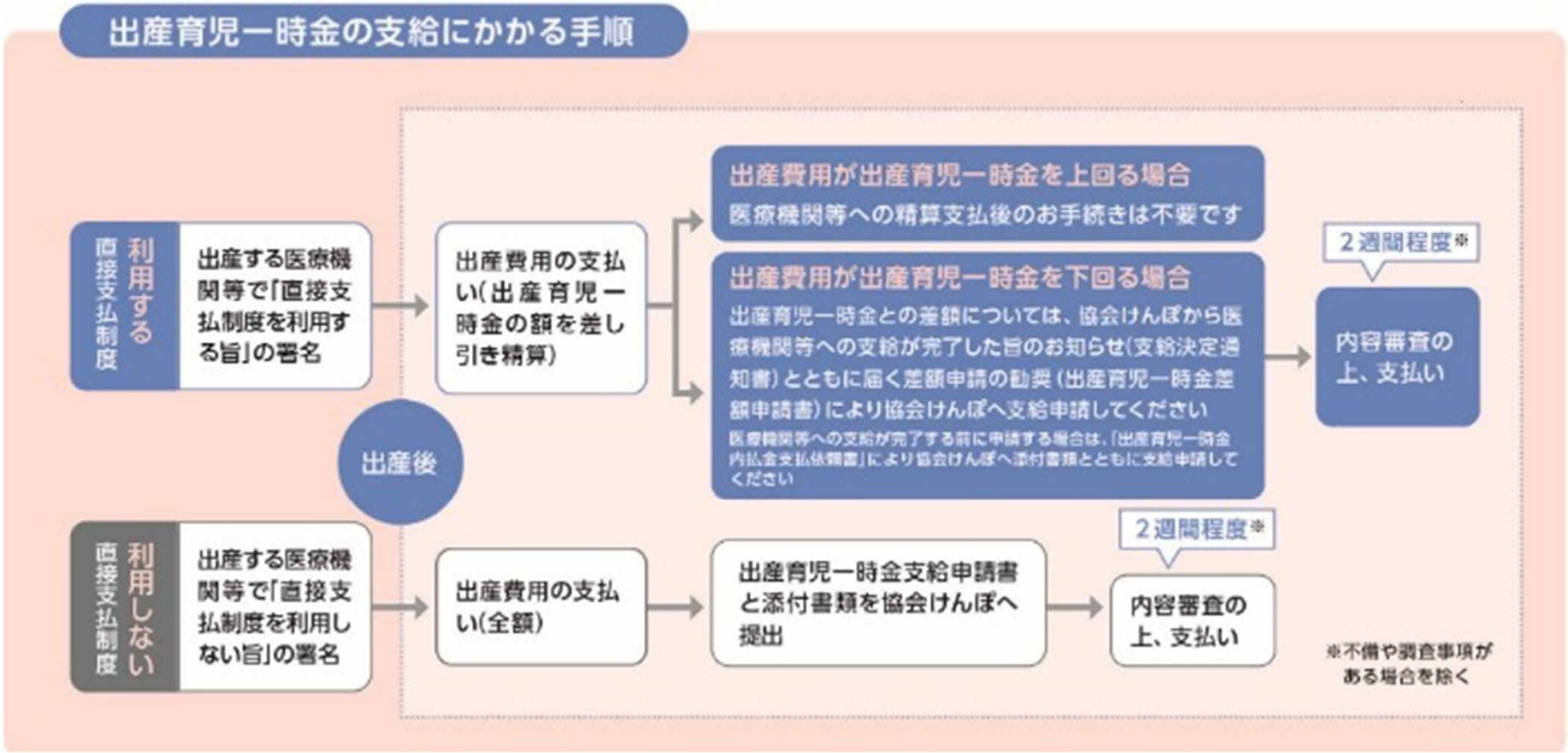

出典：協会けんぽHP

©ドリームサポート社会保険労務士法人

出産手当金

産前産後休業期間中の生活保障としての給付を受けることができる。

産前産後休業期間（出産日以前42日から出産の翌日以後56日目）の範囲内で会社を休んだ日について、会社から給料を受けられないときはその期間の所得補償として「出産手当金」の給付を受けることができる。

出典：協会けんぽHP

©ドリームサポート社会保険労務士法人

出産手当金の支給額の計算方法

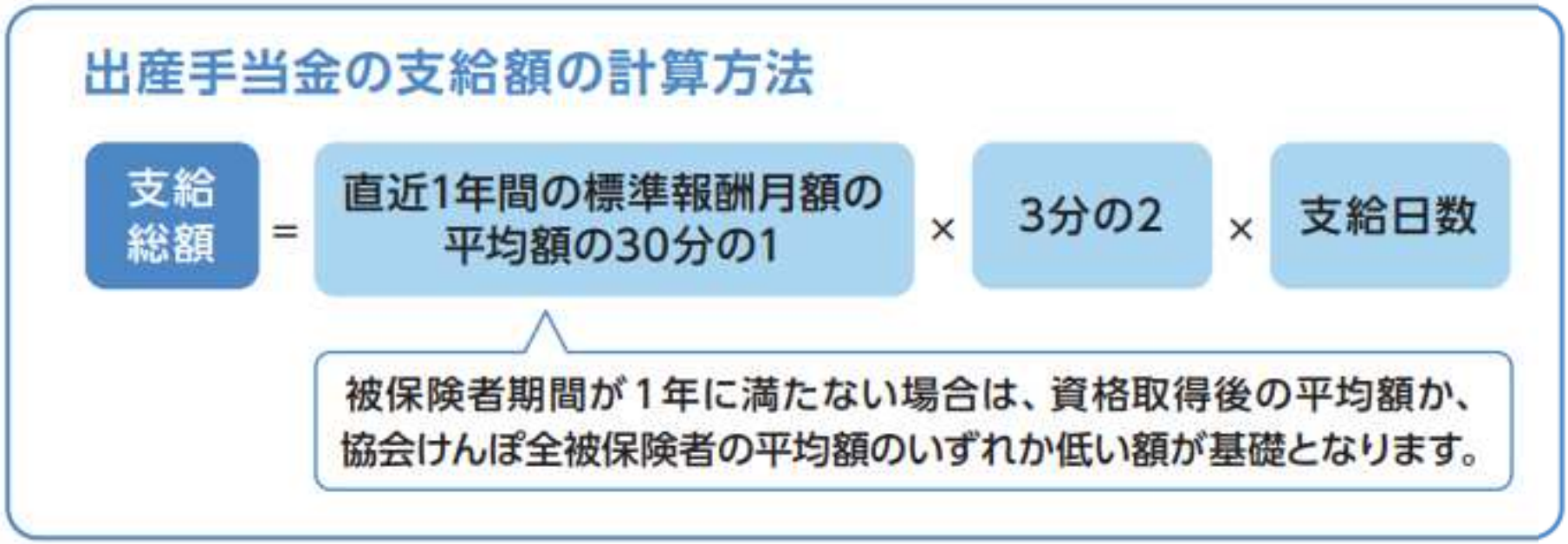

出典： 協会けんぽ GUIDE BOOK

©ドリームサポート社会保険労務士法人

埋葬料・埋葬費

被保険者が業務外の事由により亡くなったときは埋葬にかかる費用を補填することを目的とした給付を受けることができる。

被保険者本人が亡くなったときは５万円の「埋葬料」を埋葬を行った家族が受けることができる。

被扶養者が亡くなったときは「家族埋葬料」として５万円を受けることができる。

※死亡した被保険者に家族がいないときは、埋葬を行った人に、埋葬料の額（5万円）の範囲内で、埋葬にかかった費用が「埋葬費」として支給される。

©ドリームサポート社会保険労務士法人

健康保険の給付

被保険者が退職して資格を喪失すれば、その後の給付が行われないのが原則だが、引き続き受けられる給付もある。

「傷病手当金」「出産手当金」「出産育児一時金」「埋葬料」など。

被扶養者であった人が出産・死亡しても給付は受けられない。

©ドリームサポート社会保険労務士法人

資格喪失後の給付

被保険者が退職して資格を喪失すれば、その後の給付が行われないのが原則だが、引き続き受けられる給付もある

出産手当金と傷病手当金の継続給付の要件

① 資格を喪失した日の前日まで、引き続き1年以上被保険者であったこと

② 資格を喪失した際に、傷病手当金・出産手当金を受けている・または受けられる状態にあること

©ドリームサポート社会保険労務士法人

傷病手当金の支給を受けることができる状態

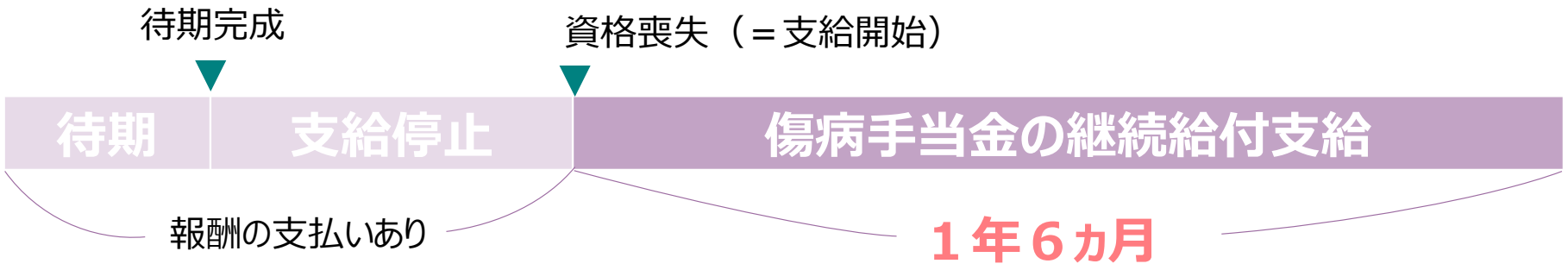

【支給期間】

傷病手当金	**支給を開始した日**から通算して**１年６ヵ月**
出産手当金	**出産の日以前４２日（多胎妊娠の場合９８日）**から**出産の日後５６日**までの間